

Tax Analysis

中国

デロイトトーマツ税理士法人

2019年2月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

注目される中国個人所得税改革: 専門付加控除項目弁法の解説

2018年12月22日、「個人所得税専門付加控除項目に関する暫定弁法」(国発[2018]41号:以下「暫定弁法」)及び「個人所得税専門付加控除操作弁法(試行)」(国家税务总局公告2018年第60号:以下「操作弁法」)が相次いで公布され、広く注目されていた新しい個人所得税法に基づく専門付加控除の具体的な実施細則はようやく結論が明らかになった。

新個人所得税法では、2019年1月1日より居住者個人が総合所得の課税所得を計算する際、子女教育費・継続教育費・重大疾病医療費・住宅ローン利子費用又は住宅家賃・老人扶養費用の6つの専門付加控除項目を適用することができる。それに従い、2018年10月20日に、「個人所得税専門付加控除項目に関する暫定弁法(意見募集草案)」(以下「意見募集草案」)が公表された。今回公布された暫定弁法では、意見募集草案の一部の内容が微調整された。特に、具体的な控除範囲・控除基準・控除時点・処理方法・徴収管理などの方面に関して、さらに規範化かつ細分化された。本ニュースレターでは、この暫定弁法が意見募集草案より更新された要点と、操作弁法に関する重要事項の紹介及び解説を行う。

1. 控除範囲・基準及び時点に関する要求

(1) 子女教育費

納税者の子女が就学年齢前の教育及び就学教育を受けるための関連費用について、**子供一人当たり毎月1,000元**を定額控除できる。

暫定弁法と操作弁法では、以下の子女教育費に係る事項がさらに明確化された。

- 上述の就学教育は、**全日制の就学教育**(小学校から博士まで、大学院生段階の教育も含まれる)である
- 納税者の子女が**中国国外**で教育を受けている場合にも、上記の控除基準は適用できる。今後の審査のために、納税者は中国国外の学校からの入学通知書、留学ビザなどの教育に関する関連資料を保存しなければならない

- 子女教育費控除の計算時点: 就学年齢前の教育を受ける場合、子女が3歳に達した当月から小学校に入学する1カ月前までである。就学教育を受ける場合、子女が入学する当月から就学教育が終わる当月までである

(2) 継続教育費

- a. 納税者本人の就学(学位)継続教育に関する継続教育費用について、就学(学位)継続教育期間内に**毎月400元**を定額控除できる。

暫定弁法と操作弁法では、以下の就学(学位)継続教育費控除項目に係る事項がさらに明確化された。

- 就学(学位)継続教育費は、**中国国内**で就学(学位)継続教育を受ける場合の費用に限定される
- 同一の就学(学位)教育費の控除期限は、入学する当月から継続教育が終わる当月まで、**最長で48カ月**を超えない期間と設定されている
- 個人が**学士及び学士以下の就学(学位)**継続教育を受ける場合において、控除条件を充足すれば、両親が控除する若しくは本人が控除する、のいずれかを選択することができる

- b. 納税者が技能者の職業資格及び専門技術者の職業資格に関する継続教育支出、技能・専門技術の証明書を取得する当年度においては、**3,600元**を定額控除できる。

暫定弁法に従い、今後の審査に備え、上記納税者は関連の証明書などの資料を保存する必要がある。

(3) 重大疾病医療費

一納税年度において、納税者に発生した基本医療保険に関する医療費用に関して、医療保険料を通じ実費精算した部分を控除した後の個人が負担した金額(医療保険目録範囲内の個人負担部分)について、累計で15,000元を超える部分が控除できる。納税者が年度確定申告を行う際、**80,000元**の**限度額**までの**実際金額**を控除できる。

暫定弁法では、意見募集草案で規定していた限度額を60,000元から80,000元に引き上げた。加えて、以下の重大疾病医療費控除項目に関する事項がさらに明確化された。

- 納税者は、発生した医療費用支出を本人より控除するか配偶者より控除するかのいずれかを選択することができる。未成年の子女に発生した医療費用も、両親のどちらかで控除することを選択できる
- 納税者及び配偶者、未成年子女に発生した医療費用は、別々で控除額を計算する
- 今後の審査に備え、医療費用に関する証憑の原本又はコピーの保存が要求される

(4) 住宅ローン利子費用

納税者本人又は配偶者が、商業銀行又は住宅公積金の個人住宅ローンを利用して、本人又は配偶者のために住宅を購入する際に発生する初回住宅ローンの利子費用は、毎月1,000元を定額控除できる。

暫定弁法と操作弁法では、以下の住宅ローン利子費用控除に関する事項がさらに明確化された。

- 上述の住宅は、**中国国内**に存在する必要がある。また、**実際に住宅ローンの利子費用が発生した年度**に控除する必要があり、控除時点は住宅ローン契約で締約されているローンの返済開始当月から、ローンが全額返済される又はローン契約が終了する当月までである。控除期限は最長で**240カ月**を超えない
- 初回住宅ローンとは、住宅を購入する際に、初回住宅ローンの利率が享受できる住宅ローンをいう
- 夫婦の両方が結婚前に別々に住宅を購入した際に発生した初回住宅ローンの利子費用については、結婚後は一つの住宅を選択し、購入者で控除基準の100%を控除するか、または夫婦両方が別々に控除基準の50%を控除するか、を選択することができる。具体的な控除方法を、一納税年度内で変更することはできない

(5) 住宅家賃

納税者は、主要な勤務地に自宅を有さないために発生した家賃支出について、賃貸住宅の所在地に応じ3つのランクに区分され、毎月1,500元／1,100元／800元の定額控除を適用できる。

直轄市や省都、計画単列都市及び国務院が特定する都市などは、控除限度額が意見募集草案で規定された月1,200元から月1,500元に引き上げられた。上述の都市以外、戸籍人口が100万人を超える都市は、意見募集草案で規定された月1,000元から月1,100元に引き上げられたが、他の都市の控除基準は、意見募集草案で規定された月800元と同額である。

上述の調整以外、暫定弁法と操作弁法では、以下の住宅家賃控除に関する事項がさらに明確化された。

- 納税者の配偶者が、納税者の主要な勤務地に住宅を有している場合には、納税者が主要な勤務地に住宅を有しているものとみなされ、住宅家賃支出控除は適用できない

- 納税者に雇用主がない場合、主要な勤務地は総合所得の年度確定申告に係る税務機関の所在地とする

(6) 老人扶養費用

納税者が一名及び一名以上の被扶養者を扶養する際、納税者が一人っ子的場合は、毎月2,000元を定額控除できる。一人っ子でない場合には、兄弟姉妹と月2,000元を按分して控除することができるが、各人の按分控除額は月1,000元を超えることができない。

操作弁法では、老人扶養費用の控除期間は、被扶養者が60歳になる当月から扶養義務の終了した年の年末までであることが明確化された。

2. 徴収管理原則

意見募集草案で規定されていた専門付加控除の実施に関する徴収管理における納税者・源泉徴収義務者・税務機関及びその他の関連機関の権利及び義務に関する規定は、暫定弁法においても基本的に維持されており、さらに管理の操作性を高める観点から一部の内容が微調整された上で、以下のとおり規定されている。

- 納税者が初めて専門付加控除を適用する際、専門付加控除に関する情報を源泉徴収義務者、又は税務機関に提出する必要がある。源泉徴収義務者は関連情報を受領した後、直ちに税務機関へ報告する必要がある。**納税者本人が、関連情報の真実性・正確性・完全性に関する責任を負う**旨が、暫定弁法では強調されている。専門付加控除に関する情報に変更がある場合、納税者は直ちに源泉徴収義務者、又は税務機関に報告する必要がある。納税者と源泉徴収義務者は、5年以内の納税関連資料を保管し、審査に対応しなければならない
- 源泉徴収義務者が、納税者より提供された情報が実際の状況に合致しないことを発見した場合、関連情報の修正を納税者に要求することが可能である。納税者がその修正を拒否する場合、源泉徴収義務者はその関連情報を税務機関に報告する必要がある、税務機関は直ちに処理する必要がある
- 税務機関は専門付加控除に関する審査を行う際、納税者の就職・雇用地、定常の居住地、戸籍所在地の警察署と住民委員会、又は村民委員会などの関連政府部門及び個人は、審査に協力する必要がある

3. 専門付加控除情報の報告

操作弁法では、専門付加控除情報の報告時点・内容・方法及びその後の管理に関する事項が明確化され、納税者と源泉徴収義務者に対して、一定の明確な指導が提供されている。

(1) 報告時点

ケース 1

給与・賃金所得を取得し、子女教育費・継続教育費・住宅ローン利子費用又は住宅家賃・老人扶養費用の専門付加控除項目を適用する納税者は、以下2つの選択肢がある。

- **月次源泉徴収と予納**を行う際、雇用主に専門付加控除情報を提供し、源泉徴収義務者により控除される
- **年度確定申告**を行う際、税務機関に専門付加控除情報を報告し、納税者が自ら控除申告を行う

ケース 2

重大疾病医療費の専門付加控除項目を適用する納税者、又は給与・賃金所得は無く、労務報酬所得・原稿料所得・特許使用料所得のみを取得する納税者が、専門付加控除項目を適用する場合、納税人は**年度確定申告**の際に税務機関へ専門付加控除情報を報告し、自ら控除申告を行う。

ケース 3

源泉徴収と予納の際に控除金額を享受していない、又は十分に享受していない納税者は、当年度の**月次源泉徴収と予納**の際、賃金給与を支払う雇用主に専門付加控除情報を提供し、残る月の賃金給与が支払われる際に追加控除を申請することができる。また、翌年の**年度確定申告**の際に税務機関へ専門付加控除情報を報告し、控除申告を行うことが可能である。

(2) 報告内容

操作弁法の規定によると、専門付加控除を適用する納税者は、源泉徴収義務者又は税務機関に「控除情報表」を提出しなければならない。操作弁法は、専門付加控除情報の内容と納税者が保管すべきである資料に関して、一定の具体的な規定を定めている。

(3) 報告方法

操作弁法の規定により、納税者は遠隔での納税端末、ネット申告表又は紙ベース申告表などの方法を利用し、源泉徴収義務者又は税務機関に対して、個人専門付加控除情報を報告することができる。

(4) その後の管理

操作弁法の規定によると、納税者は「控除情報表」と関連資料を、**法定年度確定申告期の終了後の 5 年間**、保管する必要がある。納税者が「控除情報表」を源泉徴収義務者に提出する場合、源泉徴収義務者も**源泉徴収と予納年度の翌年から 5 年間**、保管が求められる。

なお操作弁法では、納税者が特に要求しない限り、源泉徴収義務者は**年度終了後の 2 カ月以内に**、取り扱われた専門付加控除項目及び税額等の情報を、納税者に提供する必要がある旨が規定されている。

税務機関は専門付加控除項目情報を審査する際、関連部門と個人に対して協力を要求することができ、関連部門及び個人はその審査に協力しなければならない。納税者が偽造された専門付加控除項目情報を提供した場合、重複して専門付加控除を享受した場合、適用範囲・控除基準を超えて享受した場合、保存資料（審査関係）の提出を拒否する場合、国家税務総局が規定した他の状況がある場合などには、主管税務機関は納税者に修正を要求する必要がある。状況が深刻な場合には、信用情報システムに記録され、国家の関連規定に基づく連携した懲戒を実施する。租税徴収管理法などの法律

に違反する場合、税務機関は法律に基づいて処理する。

4. 外国籍個人に関する特別規定

意見募集草案では、子女教育・継続教育・住宅ローン利子費用又は住宅家賃の専門付加控除の条件を満たす場合、外国籍個人は上述した項目に係る専門付加控除による方法、若しくは現行の子女教育費・語学研修費・住宅手当に関する免税優遇の方法を選択適用できる旨、ただし、同一事項について、2つの方法を同時に適用することはできない旨が規定されていた。

ただし、上述した条項は、最終的に公布された暫定弁法及び操作方法においては特に記載されていない。現行の個人所得税法に規定されている外国籍個人が享受できる免税措置が、新しい個人所得税法の下でも継続して適用できるか否かについては、今後の政策によりさらに明確化される必要がある。

5. デロイトの見解及びアドバイス

暫定弁法は意見募集草案にある大部分の条項を維持した上で、各控除項目の具体的な内容をさらに明確化及び規範化した。操作方法は実施プロセスの面から細部が補足されており、専門付加控除の実施における納税者・源泉徴収義務者・税務機関及びその他の関連機構の権利及び義務を改めて強調している。意見募集草案と比べると、暫定弁法と操作方法是社会及び各業界の意見に応じて、子女教育・住宅ローン利子・重大疾病医療などの項目に対して適用範囲を拡大又は控除基準を引き上げ、各控除項目の控除範囲・控除時点などを明確にし、同時に控除情報の提出及び管理における具体的な実施手続きを一定程度規範化した。今後、専門付加控除政策の順調な推進に寄与すると考えられる。

(1) 納税者

納税者が簡便的に減税優遇を享受できる様、暫定弁法と操作方法是、各専門付加控除項目の適用範囲・具体的な控除期間・控除基準及び処理方法を明確化した。同時に、納税者は提出した専門付加控除項目情報の真実性・正確性・完全性に対して責任を負うことが定められている。また、法定の年度確定申告期の終了後、審査に備え、納税者は関係情報及び資料を 5 年間保存しなければならない。

専門付加控除を享受する納税者がコンプライアンスに違反する場合には、修正が要求され、加えて個人信用記録への記入及び懲戒処置が課せられる可能性がある。操作方法で明確に規定されているコンプライアンス違反行為には、虚偽資料の提出、重複する専門付加控除の享受、適用範囲・控除基準を超える享受、保存資料（審査関係）提出の拒否などが含まれる。これらの措置は納税意識を高め、コンプライアンスの遵守を納税者に要求している。

(2) 源泉徴収義務者

特に注目すべき点として、暫定弁法と操作方法是、雇用主が賃金・給与と所得等の総合所得の源泉徴収義務者として、源泉徴収と予納の際に専門付加控除項目の情報収集・源泉徴収申告・資料提出及び監督などの責任と

義務が定められている。意見募集草案と比べると、操作方法では源泉徴収義務者の資料保存義務が追加されており、源泉徴収義務者は納税者が提供した控除情報を、源泉徴収年度の翌年から5年間保存すべきことが要求されている。この規定に従い、企業は人的資源に関して、新たな挑戦に直面することになると考えられる。

(3) 中国在住の外国籍個人

外国籍個人の免税優遇規定が、新個人所得税法の下で継続して適用できるか否かは、中国で勤務している多くの外国籍個人が注目する話題であった。今回の暫定弁法では、意見募集草案の「外国籍個人は現行の免税優遇政策、又は6つの専門付加控除項目のいずれかを選択適用できる」との条項が削除されたため、今後の法規では、この論点及び取扱が明らかにされることが予想される。外国籍の個人及び雇用主は今後の関連政策の公表に留意し、最新の政策に従い、現行の福利厚生政策に関して適切な調整を行うことが推奨される。

専門付加控除の実施は近づいており、企業は直ちに対応の措置を検討することが望まれる。例えば、個人所得税の新しい政策に関して、異なる雇用形式の従業員（中国籍従業員、現地雇用の外国籍従業員、海外から派遣された外国籍従業員）とコミュニケーションを行った上、新しい政策の要求に対応するために現行の政策とプロセスを整理し、効率的な専門付加控除の情報収集及び報告プラットフォームを構築する必要があると考えられる。従業員数が多い企業にとり、コンプライアンスの義務に従い、効率的で利便性の高い管理を実現できるよう、IT技術を通じた解決方法の活用が推奨される。

今回の暫定弁法と操作方法は、納税者のこれまでの専門付加控除項目に関する多くの疑問に答えるとともに、具体的な実施プロセスの明確化と、納税者・源泉徴収義務者及び税務機関へのガイドラインの提供により、政策の操作性の強化に寄与すると考えられる。専門付加控除政策が順調に実施される様、税務政策の他、関連政府機関は対応する政策法規を公布する見込みである。例えば納税者が、技能者の職業資格に関する継続教育や、専門技術者の職業資格に関する継続教育の教育支出控除を適用できる様、人的資源管理及び社会保障部門は、近日中に「国家職業資格リストに係る通知」を公表することが見込まれている。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 kitaya@deloitte.com.cn
シニアマネジャー 川島 智之 tomkawashima@deloitte.com.cn

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001